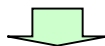


点検結果報告書作成の流れについて

○施策調査専門委員会（第48回・10/11）

点検結果報告書（案）を提示



○県民会議（第46回・11月25日）

点検結果報告書（案）について報告



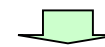
○意見照会①（11月/下旬～12月/中旬）

点検結果報告書（案）について、県民会議全委員に、大枠や根本的な意見について意見照会（照会1回目）



○施策調査専門委員会（第49回・1月）

県民会議全委員への意見照会結果①を受け、報告書の大枠や各事業及び全体の総括（案）の修正及び点検結果報告書概要版（案）について検討



○意見照会②（1月/下旬～2月/月上旬）

委員会での検討結果を踏まえ、再度県民会議委員へ点検結果報告書（案）の意見照会を行う。（照会2回目）



○施策調査専門委員会（第50回・2月）

県民会議委員への意見照会結果②を受け、点検結果報告書（案）及び同概要版（案）について検討



○県民会議（第47回・3月）

点検結果報告書（案）及び同概要版（案）を県民会議に報告、確認の上その場で確定 → 「点検結果報告書」を県民会議座長から県に提出